

岩手県県土整備部 ICT 活用工事実施要領

平成 29 年 3 月 13 日
建 技 第 7 4 2 号

【沿革】平成 29 年 3 月 13 日付け建技第 742 号制定、平成 29 年 9 月 14 日付け建技第 401 号一部改定、平成 30 年 2 月 9 日付け建技第 669 号一部改定、平成 31 年 2 月 27 日付け建技第 735 号一部改定、令和元年 10 月 7 日付け建技第 399 号一部改定、令和 2 年 3 月 31 日付け建技第 799 号一部改定、令和 2 年 10 月 1 日付け建技第 417 号一部改定、令和 3 年 3 月 16 日付け建技第 795 号一部改定、令和 3 年 9 月 13 日付け建技第 469 号一部改定、令和 4 年 3 月 24 日付け建技第 976 号一部改定、令和 4 年 11 月 10 日付け建技第 550 号一部改定、令和 5 年 3 月 20 日付け建技第 850 号一部改定、令和 6 年 12 月 26 日付け建技第 726 号一部改定、令和 7 年 8 月 26 日付け建技第 364 号一部改定

(趣旨)

第 1 この実施要領は、県土整備部の所管する工事において、ICT 活用工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 ICT 活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいて、ICT 施工技術を活用する工事（次の(1)～(5)を実施する工事）をいう。

(1) 3 次元起工測量

起工測量において、3 次元測量データを取得する 3 次元計測技術による測量を行うものとする。

(2) 3 次元設計データ作成

発注図書や(1)で計測した測量データを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

(3) ICT 建設機械による施工

(2)で作成した 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元データを用いて下記に示す ICT 建設機械により施工を行う。

ア 3 次元 MC（マシンコントロール）建設機械

イ 3 次元 MG（マシンガイダンス）建設機械

ウ 3 次元位置情報を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

(4) 3 次元出来形管理等の施工管理

(3)により施工された工事完成物について、3 次元計測データや施工履歴データ等による出来形管理及び品質管理を行う。

なお、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、施工現場の条件により面管理が非効率となる場合は、監督員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を行ってもよい。

(5) 3 次元データの納品

(1)～(4)にかかる 3 次元データを工事完成図書として電子納品する。

2 ICT 活用工事は、次に掲げるいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

ICT 活用工事の実施を設計図書において義務付ける方式である。

(2) 受注者希望型

I C T活用工事の実施を受注者が選択できる方式であり、施工計画書の提出前に I C T活用の実施希望・施工範囲等を発注者と協議するものとする。

(対象とする工事の選定)

第3 I C T活用工事は、原則として、次に示す工種を含む工事を対象に、現場条件等の施工性を勘案し発注者が選定するものとし、選定に当たっては必要に応じて事前に事業所管課に相談するものとする。

なお、(6) (エは除く)、(7)、(9) ～ (12) については、施工プロセスのうち I C T建設機械による施工は対象外とする。また、(13)～(17)については、施工管理システムの活用とし、(9) ウ、エは3次元起工測量の対象外とする。

(1) 土工（当該工種の I C T活用工事を「 I C T土工」という。）

ア 以下の工種を含む土工数量 1,000m³ 以上の工事とし、設計金額 2,500 万円以上の土木工事は発注者指定型で発注することを標準とする。

(ア) 河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、空港土工

(イ) 作業土工（床掘）

土工量 1,000m³ 以上の工事とは、土の移動量の計が 1,000m³ 以上のものである。

例えば、掘削土量 500m³、埋戻し土量 500m³ の工事は 1,000m³ として扱う。

なお、作業土工のみの工事は、対象としない。

イ 以下の工種を含む土工数量 1,000m³ 未満の工事。

(ア) 河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

(2) 小規模土工（当該工種の I C T活用工事を「 I C T小規模土工」という。）

以下の工種を含む 1 箇所当り*の施工土量が 100m³ 以下の掘削の工事。

ア 河川土工、海岸土工、道路土工

※1 箇所当りとは、目的物（構造物・掘削等）1 箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を 1 箇所とする。

(3) 舗装工（当該工種の I C T活用工事を「 I C T舗装工」という。）

以下の工種を含む舗装面積 3,000m² 以上の工事とし、5,000m² 以上は発注者指定型で発注することを標準とする。

ア 舗装工、付帯道路工、空港舗装工

舗装面積 3,000m² 以上の工事とは、路盤工の施工面積の計が 3,000m² 以上のものである。

例えば、下層路盤 1,500m³、上層路盤 1,500m² の工事は 3,000m² として扱う。

(4) 河川浚渫工（当該工種の I C T活用工事を「 I C T河川浚渫工」という。）

以下の工種を含む工事。

ア 浚渫工（バックホウ浚渫船）

(5) 地盤改良工（当該工種の I C T活用工事を「 I C T地盤改良工」という。）

以下の工種を含む工事。

ア 安定処理工（バックホウ混合）

イ 中層混合処理工

ウ スラリー攪拌工

エ ペーパードレーン工

オ サンドコンパクションパイル工

(6) 法面工（当該工種の I C T活用工事を「 I C T法面工」という。）

ア 植生工

- イ 吹付工
 - ウ 吹付法枠工
 - エ 落石雪害防止工
- (7) 付帯構造物設置工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ付帯構造物設置工」という。）
- ＩＣＴ土工及びＩＣＴ舗装工の対象工事において実施する。
- ア コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工
 - イ 基礎工
 - ウ 暗渠工、管渠工
 - エ 側溝工
 - オ 縁石工
 - カ 海岸コンクリートブロック工
 - キ コンクリート被覆工
 - ク 護岸付属物工
- (8) 舗装工（修繕工）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工（修繕工）」という。）
- 以下の工種を含む切削の面積 3,000m² 以上の工事。
- ア 切削オーバーレイ工
 - イ 路面切削工
- (9) 構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ構造物工」という。）
- 以下の工種を含む工事。
- ア 橋台工（橋台躯体工）
 - イ ＲＣ橋脚工（橋脚躯体工）
 - ウ 鋼橋上部
 - エ コンクリート橋上部
- (10) 基礎工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ基礎工」という。）
- 以下の工種を含む工事。
- ア 矢板工
 - イ 既製杭工
 - ウ 場所打杭工
- (11) 擁壁工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ擁壁工」という。）
- (12) コンクリート堰堤工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴコンクリート堰堤工」という。）
- 以下の工種を含む工事。
- ア コンクリート堰堤本体工
 - イ コンクリート側壁工
 - ウ 水叩工
- (13) 浚渫工（港湾）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ浚渫工（港湾）」という。）
- (14) 基礎工（港湾）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ基礎工（港湾）」という。）
- (15) ブロック据付工（港湾）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴブロック据付工（港湾）」という。）
- (16) 本体工（港湾）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ本体工（港湾）」という。）
- (17) 海上地盤改良工（港湾）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ海上地盤改良工（港湾）」という。）

- 2 前項において発注者は、補助事業においては I C T 活用に伴う増額が補助対象として認められている工事を選定すること。
- 3 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（実施手続）

- 第 4 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に I C T 活用工事の対象であることを明示するものとする。なお、特記仕様書の記載例は別添のとおりとする。
- 2 受注者希望型においては、施工計画書の提出前に I C T 活用の実施希望・施工範囲等を発注者と協議するものとする。
なお、I C T 活用を希望しない場合は、その旨を発注者に報告するものとする。
- 3 I C T 活用工事の対象として発注していない工事において、受注者から I C T 活用希望があり発注者が認めた場合、I C T 活用工事として設定できるものとし、受注者希望型と同様の取り扱いとする。なお、発注者が認めない場合において、自主的に活用することは妨げないものとするが、I C T 活用にかかる費用の計上及び I C T 活用工事実施証明書の発行は対象外とする。

（総合評価落札方式における取扱い）

- 第 5 総合評価落札方式において技術提案を求める際は、I C T 活用に係る提案は評価対象外とするものとし、入札公告に添付する総合評価点算定基準等には、別添記載例のとおりその旨を明示するものとする。

（工事成績評定における評価）

- 第 6 I C T 活用工事を実施した場合、創意工夫において評価するものとし、評価方法は、請負工事施工成績評定要領によるものとする。
- 2 発注者指定型において、明らかに受注者側の取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第 1 「工事成績採点表」における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、実施されなかった内容に応じて以下のとおり減点評価を行うものとする。
 - (1) 本実施要領の第 2 (1) から (5) に示す施工プロセスにおいて、全ての段階で I C T を活用しなかった場合は、2 点減点とする。
 - (2) 本実施要領の第 2 (1) から (5) に示す施工プロセスにおいて、いずれかの段階で I C T を活用しなかった場合は、1 点減点とする。

（監督・検査・実施証明について）

- 第 7 I C T 活用工事を実施する工事の施工管理、監督及び検査については、ICT 活用工事実施要領（国土交通省発行）の「1－3 I C T 施工技術の具体的内容」に示す基準等を準用又は参考とするものとする。
- 2 監督職員及び検査職員は、原則として、受注者に従来手法との二重管理を求めないものとする。
- 3 発注者は、I C T の全面的または部分的な活用を確認した場合、工事完成後に I C T 活用工事実施証明書を主任技術者（又は監理技術者）1 名に発行するものとする。

（設計データの 3 次元化のための費用負担）

第8 現行基準による2次元の設計ストックを用いて発注する場合、発注者は契約後に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するものとし、これに係る経費は受注者からの見積りを徴収し妥当性を確認した上で工事費において計上するものとする。

(工事費の積算)

第9 発注者は、発注方式に応じて積算を行い、発注するものとする。

(1) 発注者指定型

当初設計において、土木工事標準積算基準書及びICT活用工事積算要領（国土交通省発行）の積算要領により積算するものとする。

なお、3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理及び3次元データ納品にかかる費用については、変更契約において変更計上すること。

(2) 受注者希望型

当初設計は、従来の積算基準を用いるものとする。ただし、契約後の協議によりICT活用工事を実施する場合は、(1)の積算要領により変更計上するものとする。

なお、ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、契約変更の対象とする。

(その他)

第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則 （平成29年3月13日建技第742号）

この要領は、平成29年4月1日から施行し、原則として、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （平成29年9月14日建技第401号）

この要領は、平成29年10月1日から施行し、原則として、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。ただし、工事費の積算については、施行日以降に変更契約する工事も対象とする。

附 則 （平成30年2月9日建技第669号）

この要領は、平成30年2月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （平成31年2月27日建技第735号）

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。ただし、実施証明書の発行については、平成31年2月27日から施行し、既に発行済みの工事についても全て新様式で再発行する。

附 則 （令和元年10月7日建技第399号）

この要領は、令和元年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和2年3月31日建技第799号）

この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和2年10月1日建技第417号）

この要領は、令和2年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和3年3月16日建技第795号）

この要領は、令和３年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和３年９月１３日建技第４６９号）

この要領は、令和３年１０月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和４年３月２４日建技第９７６号）

この要領は、令和４年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和４年１１月１０日建技第５５０号）

この要領は、令和４年１２月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和５年３月２０日建技第８５０号）

この要領は、令和５年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和６年１２月２６日建技第７２６号）

この要領は、令和７年２月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

附 則 （令和７年８月２６日建技第３６４号）

この要領は、令和７年１０月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。